

公職選挙法に関する講義を聴講して

1. はじめに

・加藤千晴様 参議院議員選挙が迫り、また日々自民党の選挙対策本部の仕事という重責を担いながらの「ぎふ政治塾」でのご講演ありがとうございました。私自身、公職選挙法や選挙事情の詳細に関してはあまり精通していないためか、加藤様の説明には参考になるものが非常に多くありました。本レポートでは講演中にも塾生から最も大きな話題になっていた、「インターネット選挙運動」の解禁について、感じたことを述べたいと思います。

2. 「インターネット選挙運動」の解禁について

・インターネットや電子メール（以下、情報技術と記載）はこの10年間で飛躍的に技術が向上し、近年では私たちの生活の中でもその重要度が日増しに高くなっている。情報による意志の伝達は、伝搬性が非常に早く、発信者・受信者の匿名性（秘匿性）が高いという特徴がある。そのため、情報技術の利用は選挙の投票率低下を防止する道具としての役割を果たすとともに、高齢者より若年者の方が情報機器の利用率が高いことから若年者の投票率低下に歯止めをかける役割が期待されている。

ところが、情報技術による選挙活動は、①候補者の意志・主張を掲載した文章は電子媒体上に履歴が残り、②情報の送受信者の匿名性が高いため、講義の中で言及があったように誹謗中傷的な書き込みがエスカレートする可能性があるなど、特にこの点（①②）に気を付けなければならないと思われる。

まず①に関して、今までのような候補者の言論による意志・主張の伝達は主に有権者の記憶によって残される。しかし、人間の記憶は時間とともに忘却するため、候補者が論理矛盾した言論を並べても多くの有権者はそれに気付かず、この点について候補者側から考えると少々なら有権者をごまかしても見逃してもらえたというメリットがある。ところが、情報技術による意志・主張の伝達は文章という形に明確に残るため、候補者が論理矛盾した選挙活動や言論を発信すると非常に分かりやすい。よって、「インターネット選挙運動」の解禁により、候補者は政治家として今まで以上に、強い信念が求められる傾向になるものと思われる。

次に②に関して、人対人の意志伝達は人が直接会って話すことにより、真実や本当の思いが伝わるとともに、お互いの言論が無意識に制約されるというメリットがある。ところが、情報技術での意志の伝達は匿名性が高いため、事実より誇大した情報が流出したり、真実そのものが歪曲する可能性が高い。そのため、対立候補者間の誹謗中傷が激しくなる危険性がある。政治家や候補者は日頃から襟を正して行動することはとても重要だが、仮にそうであっても有権者の悪意による誹謗中傷は防げないのではないかと思われる。候補者の精神面の強化はとても重要な要素であるが、それ以上に故意による誹謗中傷対策には

第二期 第八回講座 ぎふ政治塾レポート

刑法の名誉棄損罪や侮辱罪のみならず、何らかの特別法の整備が必要であるものと思われる。

最後にこの一連の選挙制度改革によって、未来の政治家の情報発信には益々ITリテラシーが必須になることが要件とされる。私のように現時点でIT技術に比較的弱い者は、今後ITリテラシーを向上させるとともに、それに関連した技術も身につけていくことが重要であると改めて感じさせられた。